

【事案Ⅳ－１】弁護士費用共済金請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

平成 29 年 7 月に発生した交通事故により、申立人および同乗者が負傷したため、通院を継続していたが、相手方保険会社から治療費の支払いを打切られたことから、弁護士特約を利用して相手方保険会社との交渉を依頼したところ、被申立人が弁護士報酬の算出方法が、時間制報酬方式を採用する場合には特約の利用を認めないとしたため、これを不服として申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、平成 29 年 7 月の交通事故において、申立人が被申立人との間で締結している自動車共済における弁護士特約を利用することにより、1. 同乗者が平成 29 年 9 月 26 日付委任契約書で、2. 申立人が平成 29 年 10 月 11 日付委任契約書で、申立人代理人を代理人弁護士として選任したことを承認せよ。3. 申立てにかかる弁護士費用は、被申立人の負担とする、との判断を求める。

- (1) 平成 29 年 7 月、加害車両が停車中の申立人運転の被害車両に追突したものである。
- (2) 本件事故の結果、申立人と同乗者は頸椎捻挫、腰椎捻挫、バレー・リ्यूー症候群の傷害を負い、通院を継続している。申立人は、平成 29 年 10 月 31 日をもって相手方保険会社から治療費の支払いを打切られ、同乗者は、整形外科の治療費の支払いはあるが、眼科については医療調査が必要とのことで、支払は拒絶されており、自費での通院を余儀なくされている。
- (3) 申立人・同乗者は弁護士特約を利用して、申立人代理人に相談するとともに、時間制報酬方式にて委任契約を締結し、相手方保険会社との交渉を依頼したが、被申立人は、自動車事故の損傷状況から人身傷害が発生するはずがなく、仮に発生したとしても相手方保険会社が当面の治療費は支払うと話していることを理由に弁護士特約の承認を拒絶している。

既に、相手方保険会社との交渉が必要な状況に至っている以上、被共済者の権利行使が制限されていないとして、弁護士特約の利用を承認しない被申立人の対応は、明らかに違法である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人と同乗者は本件事故により、頸椎捻挫、腰椎捻挫、バレー・リ्यूー症候群の傷害を負ったと主張するが、本件事故態様からすると前記を受傷したとは考えら

れない。

- (2) 本件事故については、相手方保険会社が車両修理代および人身損害の治療費を支払っており、被共済者の権利行使が制限されていない時点での共済金請求であったものの、被共済者が不安に感じて弁護士に相談することは理解できることから、相談料については承認のうえ支払済である。
- (3) 弁護士報酬について、時間制報酬方式は本来「物損事故」で適用されるべきものであるところ、本件は物損事故の申請ではないことから、時間制報酬方式については承認できない。承認にあたっては、現時点で合理的な経済的利益の額が確定できていないことから、着手金を10万円とし、確定後に経済的利益をもとに計算のうえ、着手金、報酬金を確定すればいいことから、時間制報酬方式は承認できない。
- (4) その後、再検討した結果、「物損事故」だけでなく「人身事故」での適用の余地があると判断し、申立人の主張1および2については、承認することとした。

＜裁定の概要＞

以下により、裁定審議を打切ることとした。

(1) 申立人の主張1および2について

平成29年7月に発生した交通事故について、申立人および同乗者が負傷したと主張し、その交渉を弁護士に委任したとして、被申立人に対し、弁護士特約を利用して委任契約書の内容を承諾するように求めている。これに対し、被申立人は、陳述書において、その内容を承諾する旨の陳述をしている。そうだとすると、申立ての申立人と被申立人との間に争いがないということになる。ところで、裁定手続規則第28条第三号によれば、「裁定を行うに適當でない事情が認められたとき」は裁定審議を打ち切ることができると規定されているところ、申立ての趣旨第1項および第2項について上記のとおり争いがなくなったのであるから、同号に該当することになる。よって、申立人の主張1および2については、裁定審議を打ち切るのが相当である。

(2) 申立人の主張3について

申立てにかかる弁護士費用の負担を被申立人に求めるというものである。本申立てにかかる弁護士費用は共済契約により支払を求めることのできない費用である。

ところで、裁定手続規則第16条第七号によれば、申立内容が共済契約にもとづくものではない場合には、裁定審議を行わないとされており、かかる場合に該当するときは、同28条第二号で裁定審議を打ち切ることができるとされている。したがって、申立人の主張3は、共済契約により支払を求めることのできない費用の請求であるので、裁定手続規則第16条第七号、同第28条第二号を適用し、裁定審議を打ち切るのが相当である。